2020年9月1日

● 発 行 ●

郵政産業労働者ユニオン

東京地方本部

発行責任者 田中 孝史 **〒**104−003 1

中央区京橋 3-6-3

京橋通郵便局 5F

すが こういう時こそ当局は労働者に ているときはありません。 これ ていくべきです。各局でサー (象によるゲリラ豪雨等で大変な中での 、このような働き方を変えてい から台風 ズ ンを迎えます。 無理な労働をさせない ビス労働が常態化して くことが今ほど求 新型コ 労働に 口 ナに猛暑、 なります。 よう 1 ま れ

各局とも勤 務 時 間

は

てな

61

態

を充分にとらずに業務が わ 各局とも休息 ます。 休憩時 間

が ま \mathcal{O} 配 1 7う通 0 何 局 ・ます。 休 -分も: る によって 息 度で 勤務者も服務表通 通常配達 ŧ 前に作 休憩をとら 日 仕 勤 1 、ます。 は で変動 事に就く人 で昼食を 勤 入して 務 ま 時 間

> 11 は

言 覚がマヒさせら に行われ っています。 な ひどいと分か 勤 務 てい が 当 . る。 り 0 \mathcal{O} る تخ て 前 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 1 ても よう ŧ は 感

ると、 適 る」と答えます。 働 郵 政 を改 正 支社は に行うよう指 ユ = 善 オ す 勤 るよう は 務時 サ 間 追 示 管 及 ピ

息• 管 間管理がされてい かし、 理 休憩をとるの 者 が 管理者による てい 、ます。 と 同 ませ は 自 ľ 勤

休 時

局

 \mathcal{O}

社員は

「こんな異

は

力が問っ す。 に犠牲を強い からです。それをせず労働者 員 業務 サー 欠員の補充がされてない 7 が わ いるのでし 配 量 ビス労働が れます。 重大性を管理者は 置 \mathcal{O} さ 増 るの れて しようか は管 起こ 1 理能 る

くっていく必要があります。 慣らされるので 私たちも異常な 休憩をとる労働環境を は 働 なく か せ 休 方

ビス労働 大に見合った 科 は こせら ないこ れ \mathcal{O} 分 ま それを防ぐことになります。 故、 過 重 健 休 な労

す。 抵

触

康破壊を引き起こし

ま

郵

便、

交

通

息・

休憩をとることは

も健 間 き方をし カゝ \mathcal{O} 題 我慢 せ は当たり前 皆さん、休息・ は 康 方を変えて ありま せずに声をあげよう。 第 ていきましょう。 を基本に せ のことで ん。 7) 休憩をと くた 異 L 常 何 た 8 な 働 働

を基

<郵政20条裁判のお知らせ>

集団訴訟の口頭弁論

3 目 東京地裁14時 9月 最高裁での弁論

9月10日 最高裁15時30分

裁判に勝利し、 差別待遇なくそう



労働相談・組合加入は・・・電話03-3535-5447